

機材レンタル規約

借受人であるお客様（以下「甲」といいます。）は、合同会社 Capsule（以下「乙」といいます。）から、乙が管理する撮影機材のレンタルを受けるにあたり、別に特約がある場合を除いて次の条項に従うものとします（以下、レンタル対象の撮影機材を「本件機材」といいます。）。

第1条（レンタル契約の成立）

甲が、乙の指定する書式により、乙の管理する撮影機材のレンタルの申込を行い、乙が、甲の希望するレンタル期間に手配可能な撮影機材の対象とレンタル料の提示を行い、その内容について、甲が書面または電子メール等の手段により承諾をした場合に、個別の本件機材のレンタル契約が成立します。

第2条（レンタル目的等）

甲は、本件機材につき、事前に乙に提示した目的で日本国内において使用することとし、良心をもって使用、保管しなければならない、質入、転貸、譲渡等乙の権利を害することをしはなりません。

第3条（レンタル期間）

1 乙は甲に対し、レンタル開始日前日の午後2時以降に、乙の営業所において本件機材を引き渡します。甲は、乙と別途合意により定めた本件機材のレンタル期間を厳守しなければならない、返却予定日の正午までに乙の営業所において本件機材をレンタル開始時の現状で返却しなければなりません。但し、甲が、乙にレンタル期間の延長を事前に連絡し、乙の承認を得た場合はレンタル期間を延長できます。

2 甲が、返却予定日の正午までに本件機材を返却しなかった場合には、甲が本件機材を乙の営業時間内（日曜日を除く午前10時～午後7時とする）に返却するまで、または書面で紛失を申告するまでの間、レンタル料金に対する日割り計算で延長料金が発生します（時間割り計算はせず、1日に満たない時間については切り上げるものとします。）。

第4条（レンタル料等の支払）

甲は、乙に対し、本件機材の請求書発行日の翌月末日を期限として、乙の指定する銀行口座に請求書記載のレンタル料等を支払わなければならないとします。振込手数料は甲の負担とします。但し甲乙協議の上、別の支払い方法を定めることができます。

第5条（キャンセル料）

甲が、本件機材のレンタル契約をキャンセルする場合、機材引渡予定時間の24時間前より以下のキャンセル料が発生いたします。キャンセルの連絡が、乙の営業時間外の場合は、連絡後に到来する営業時間開始時に連絡されたものとしします。

- ・引き渡し予定時間の24時間前から レンタル料の50%

キャンセル料は1か月以内に支払わなければなりません。但し甲乙協議の上、乙がキャンセル料を請求しない場合があります。

第6条（点検、確認等）

甲は乙より本件機材を受領後、充分点検し、使用前に故障等の不具合がないことを確認して使用するものとしします。故障等不具合が存した場合は、直ちに乙に通知しなければなりません。本件機材が使用中に故障等の不具合が生じ、甲に支障、損害が発生しても、乙は一切の責任を負わないものとしします。

第7条（滅失、破損時の責任）

甲は、乙よりレンタルした本件機材は、受領時と同等、同様の状態にて返却しなければなりません。返却時に本件機材が滅失及び破損していた場合、甲は故意又は過失の有無を問わずこれに伴う乙の損害を賠償します。但し、乙の責に帰すべき事由によることが明らかな場合はこの限りではありません。また乙が次条の保険金の支払いを受けた時は、その金額を限度に負担を免れることができるものとしします。

第8条（保険）

- 1 乙は、甲に対し、不測の損害を補償する手段として、損害賠償保険への加入を推奨します。
- 2 乙より保険加入証明書提出をお願いすることがあります。
- 3 レンズ損傷時の手続きについて： レンズが損傷した場合、まず甲より損傷した状況報告を乙に提出します。甲からの事故報告書受領後、作業費、交換部品など情報が得られ次第、乙は、甲に対し、甲が負担する損害金額の見積を送るものとしします。その際レンズの種類によって調査や同機種パーツ等を探すための時間を多く要する場合があります。

第9条（通知）

甲は次の場合は、直ちに乙に通知しなければなりません。

- 1 本件機材が盗難、紛失、故障、破損等の異常な事態になったとき。
- 2 本件機材につき、甲が第三者より強制執行、仮処分、差し押え等を受けたとき。

第10条（海外での使用）

甲は、本件機材を日本国外で使用する場合は、予め乙の承諾を受けなければなりません。甲は乙の承諾を得て、本件機材を海外で使用する場合は、甲の負担において損害保険（海外用）に加入しなければなりません。海外で事故が起きた場合、甲の加入する保険処理如何にかかわらず、甲は第7条の責任を履行しなければなりません。

第11条（不可抗力）

この規約に基づく本件機材をレンタルする乙の義務の不履行が、地震、噴火、台風、津波、暴風雨、洪水等の天災地変、戦争、暴動、内乱、革命、テロ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、疫病、感染症の蔓延、原材料の供給停止・終了、公衆通信回線等の事故、その他不可抗力等乙の責に帰すことのできない事由によるものである場合、乙はその責任を負わないものとします。

第12条（レンタル契約の解除）

甲が次の各項に該当するときは、乙は直ちに通知なくしてレンタル契約を解除することができます。その場合、甲は本件機材を直ちに乙に返還しなければなりません。

- 1 この規約のいずれかに違反したとき。
- 2 甲が強制執行、仮処分、仮差押を受けたとき。
- 3 甲の信用状況に著しい変化が生じたとき。

第13条（言語、準拠法、管轄）

- 1 この規約につき、参考のために英語その他の言語による翻訳文が作成された場合でも、日本語の正文のみが効力を有し、他言語の翻訳にはいかなる効力も有しないものとします。
- 2 この規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
- 3 この規約に関する紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。